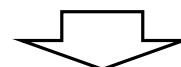


国

- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。  
 その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。



国 県

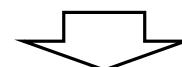
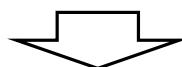
県

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

対象河川	管理者	区分	公表日
四万十川	国	河口～指定区間上流端	H28.5
中筋川	国	四万十川合流点～指定区間上流端	H28.5
後川	国	四万十川合流点～指定区間上流端	H28.5
仁淀川	国	河口～指定区間上流端	H28.5
宇治川	国、県	仁淀川合流点～指定区間上流端	H29.10
物部川	国	河口～指定区間上流端	H28.12
鏡川	県	高知港～指定区間上流端	R1.10
国分川	県	高知港～指定区間上流端	R1.10
松田川	県	河口～指定区間上流端	R2.8

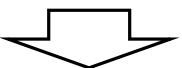
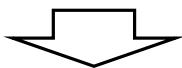
対象	土砂災害警戒区域数	区域指定率及び指定完了見込み
高知県	20,017箇所	100.0%：R3予定 92.3%（10月時点）



市町村

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
- ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表



施設管理者

(H29水防法及び土砂災害防止法改正)

- ・ 避難確保計画の作成
- ・ 避難訓練の実施

《現在の避難確保計画の作成状況》

浸水想定区域内の要配慮者利用施設避難確保計画作成状況（R2.6.30時点）

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設避難確保計画作成状況（R2.3.31時点）

対象	対象要配慮者利用施設数	避難確保計画を作成している施設数	作成率
高知県	387	262	68%

対象	対象要配慮者利用施設数	避難確保計画作成施設数	作成率
高知県	454	268	59%

全国（54%）

1

全国（53%）

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

令和2年9月18日公表

令和2年6月30日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
北海道	4,914	1,093
青森県	941	427
岩手県	963	794
宮城県	1,327	810
秋田県	619	416
山形県	889	579
福島県	1,089	531
茨城県	962	759
栃木県	816	612
群馬県	1,495	1,153
埼玉県	4,526	2,261
千葉県	1,171	507
東京都	4,620	2,455
神奈川県	4,098	2,483
新潟県	2,545	1,844
富山県	918	500
石川県	809	510
福井県	906	403
山梨県	893	430
長野県	1,894	735
岐阜県	1,646	1,105
静岡県	3,185	2,540
愛知県	4,889	2,896
三重県	1,493	771

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
滋賀県	870	386
京都府	2,304	1,577
大阪府	8,510	4,569
兵庫県	2,827	1,262
奈良県	304	192
和歌山県	1,269	687
鳥取県	758	510
島根県	761	556
岡山県	3,265	827
広島県	2,671	1,982
山口県	782	476
徳島県	1,655	1,358
香川県	857	501
愛媛県	1,367	735
高知県	387	262
福岡県	3,468	1,521
佐賀県	531	182
長崎県	377	172
熊本県	1,920	371
大分県	1,632	975
宮崎県	854	684
鹿児島県	930	421
沖縄県	17	4
合計	85,924	46,824

土砂災害警戒区域に立地するため、土砂災害防止法に基づき  
警戒避難体制の整備等を構築する必要がある要配慮者利用施設数

令和2年3月31日時点

都道府県	市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	
		うち、土砂災害に関する避難確保計画を作成している施設数
北海道	204	58
青森県	107	54
岩手県	189	158
宮城県	160	100
秋田県	107	56
山形県	125	61
福島県	167	111
茨城県	93	48
栃木県	127	82
群馬県	171	122
埼玉県	58	30
千葉県	65	11
東京都	108	38
神奈川県	1,628	793
山梨県	67	28
長野県	770	318
新潟県	272	169
富山県	85	58
石川県	140	110
岐阜県	592	363
静岡県	660	463
愛知県	261	161
三重県	296	151
福井県	287	178
滋賀県	147	66
京都府	570	317
大阪府	319	170
兵庫県	857	275
奈良県	101	35
和歌山県	327	130
鳥取県	132	98
島根県	373	129
岡山県	316	67
広島県	1,920	1,402
山口県	678	362
徳島県	284	194
香川県	207	139
愛媛県	428	206
高知県	454	268
福岡県	858	461
佐賀県	126	26
長崎県	374	209
熊本県	219	90
大分県	159	26
宮崎県	160	48
鹿児島県	669	264
沖縄県	53	3
合計	16,470	8,706

※令和2年10月13日一部修正

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取り組み

部局	これまでの取り組み	今後の取り組み
土木部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成等が義務化されたことを受け、水害・土砂災害への備えに関する施設管理者向けの説明会を開催。</li> <li>・県のHPに、避難確保計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の計画作成状況についてフォローアップを実施。</li> <li>・市町村に対して、避難確保計画の早期作成等に向けて、各種会合などで周知していく。</li> </ul>
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月16日付文書で、各市町村あてに地域防災計画への位置付け、要配慮者利用施設の管理者に対する計画策定の指導を依頼。（土木部と連名で発出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対して、地域防災計画の次期修正時に危険区域内の要配慮者利用施設を確実に位置付けるよう各種会合などで周知していく。</li> </ul>
健康政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定河川洪水浸水想定区域図を基に医療機関の浸水状況を把握し、河川課から提供される各市町村での対象施設の指定状況や計画の策定、訓練の実施状況を確認している。</li> <li>・医療法の規定に基づく医療機関への立ち入り検査の際、事前に避難確保計画の対象施設であるか確認し、対象施設の場合は計画作成の義務があることをお知らせした上で、計画策定の有無や未策定の場合には必要性を説明し、策定を促している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も市町村の対象施設の指定状況等の確認や対象医療機関への周知等を継続して実施していく。</li> </ul>
地域福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県所管の許認可施設については、許認可、更新の際に、避難確保の計画（防災対策マニュアル）の添付を義務付けており、全ての施設での作成を確認している。</li> <li>・今年9月に、市町村の許認可施設を含め市町村地域防災計画で定められた社会福祉施設の避難確保計画の作成状況について、市町村の社会福祉施設担当部署（高齢者、障害者、児童）に文書照会し、未作成施設が無いことを確認した。併せて避難確保計画作成状況について、防災担当課と共有するよう依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保の計画（防災対策マニュアル）に基づく訓練の実施などを通じて、実効性を高めていく。</li> </ul>
文化生活スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の地域防災計画へ位置付けられた私立学校に対し、市町村担当課の指導を受けて計画を策定するよう依頼。（各学校では地震・津波の避難確保計画は策定済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き計画策定を依頼するとともに、学校訪問の際に策定状況を確認する。</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する県立学校に対し、避難確保計画の作成に向けた、要配慮者利用施設管理者向け説明会（平成30年1月開催）への参加を依頼。</li> <li>・令和元年5月9日付けで、要配慮者利用施設に位置付けられた県立学校に対し、避難確保計画の作成と訓練及び防災教育の実施を通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設に位置付けられた県立学校に対して、避難確保計画の作成と訓練及び防災教育の実施を指導していく。</li> <li>・現時点で要配慮者利用施設に位置付けされていない学校についても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある県立学校に対しては、避難確保計画に求められている事項を「学校防災マニュアル」に盛り込むよう指導していく。</li> </ul>